

公 募 公 告

「若者に向けたボランティア魅力発信業務」に係る業務委託契約の企画提案書を公募するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 10 月 29 日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公告業務」）の名称

「若者に向けたボランティア魅力発信業務」

(2) 公告業務の内容

以下に記載する業務

- ① 県内の大学生や高校生等が企画する、若者ニーズを意識した 3 テーマのボランティア体験プログラムの実施
- ② 3 テーマについて、体験動画をそれぞれ 2 本ずつ制作し試験的に発信
- ③ 上記の企画づくり、SNS 向け動画の制作、配信などに関して、若者の意見を分析して効果的な手法をとりまとめ

詳細は 企画提案書 募集要領 を参照すること

(3) 委託契約金額の上限

1, 6 5 0, 0 0 0 円（消費税および地方消費税を含む。）

(4) 履行期限 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 企画提案書を提出するものに必要な資格および参加申込書の提出

(1) 応募対象者

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと
- イ 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと
- ウ 参加資格認定の日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- エ 福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと
- オ 消費税および地方消費税の未納がないこと
- カ 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること
- キ 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること
 - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団を

いう。以下同じ。) または暴力団員が経営に実質的に関与している者

③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

ク 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)および宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でないこと

ケ 企画提案審査会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと

コ 福井県から訴えを提起されていないこと

サ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること

(2) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

① 提出期限	令和7年11月12日(水)17時まで(必着)
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	10 問合せ、書類提出先に同じ。
④ 提出書類	募集要領を参照すること。
⑤ 提出部数	1部
⑥ その他	募集要領を参照すること。

(3) 応募資格審査の結果通知

上記(2)により企画提案参加申込書を提出したものについては、応募資格要件を審査し、その結果を令和7年11月17日(月)までに通知する。

3 公告業務に関する応募資料の交付

応募資料については、次のとおり交付する。

① 交付期間	令和7年10月29日(水)から令和7年11月12日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
② 交付場所	10 問合せ、書類提出先に同じ。
③ 交付資料	ア「若者に向けたボランティア魅力発信業務」に係る業務委託契約の企画提案書 募集要領 イ「若者に向けたボランティア魅力発信業務」仕様書 ウ 委託契約書(案)
④ 交付方法	上記場所での手交または県民協働課のホームページに掲載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。

4 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票(様式4)により、令和7年11月12日(水)17時までに福井県県民協働課あて、電子メールにて提出すること。

質問に対する回答は、令和7年11月17日（月）までに、電子メールにより参加者全員に対し通知する。ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

5 企画提案書の提出

① 提出期間	令和7年11月25日（火）17時必着
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	10 問合せ、書類提出先に同じ。
④ 提出書類	募集要領を参照すること。
⑤ 提出部数	正本1部、副本4部（紙ベースで提出してください。）
⑥ その他	提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

6 委託先候補者の選定等

（1）選定審査の実施

「若者に向けたボランティア魅力発信業務」業務委託選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出された企画提案書等に基づき審査。

（2）審査方法

委員会において、企画提案書による書類審査を実施する。企画提案書の内容について審査した上で委託先候補者を選定する。

（3）審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず応募者全員に書面にて通知する。

なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

7 契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- （1）委託先候補者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- （2）財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- （3）その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適當となるような事情が生じたとき

8 再委託

本委託業務の全てを再委託することはできない。ただし、必要に応じ一部を再委託する場合、福井県に協議のうえ、その承諾を得ること。

9 その他

この公告に掲げるもののほか、この提案書の提出に関する詳細は、募集要領の定めによる。

10 問合せ、書類提出先

〒910-8580

福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部県民協働課（担当 数馬）

電話 0776-20-0237

F A X 0776-20-0632

電子メール kenmin-kyodo@pref.fukui.lg.jp

（土・日・祝日を除く、9時から17時まで）